

ミスミグループ  
株式会社駿河生産プラットフォーム  
グリーン調達ガイドライン

第 3 版

初版発行日 2006年9月5日

改 定 日 2025年1月31日

## 目次

|                   |   |
|-------------------|---|
| 1. はじめに           | 3 |
| 2. 目的             | 3 |
| 3. 仕入先様の選定基準      | 4 |
| (1) 基本理念          | 4 |
| (2) 選定基準          | 4 |
| (ア) 環境保全活動        | 4 |
| (イ) 特定化学物質管理活動    | 5 |
| (ウ) 人権尊重          | 5 |
| (エ) 労働環境          | 5 |
| (オ) 倫理観           | 5 |
| (カ) サプライチェーン全体の責任 | 6 |
| (3) 選定基準          | 6 |
| (4) 選定プロセス        | 6 |
| (5) その他           | 6 |

## 1. はじめに

株式会社駿河生産プラットフォーム（以下「当社」といいます）は、地球環境保全が重要な課題として認識される現代において、持続可能な社会の実現に貢献するため、環境負荷の低減に積極的に取り組んでいます。

当社は、環境保全を経営の重要課題の一つと位置づけ、環境方針を定め、環境マネジメントシステムを構築・運用しています。この環境方針に基づき、当社は「グリーン調達ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます）を策定しました。

本ガイドラインは、当社の製品およびサービスにおける環境負荷を低減するため、環境保全に積極的に取り組む仕入先様から、資材等の調達を推進することを目的としています。

## 2. 目的

本ガイドラインは、以下を達成することを目的としています。

- ・環境負荷の低減: 当社の製品ライフサイクル全体における環境負荷を低減するため、環境に配慮した資材の調達を推進します。
- ・特定化学物質の管理: 製品に含まれる特定化学物質の管理を徹底し、環境および人体への影響を低減します。
- ・サプライチェーンにおける環境管理の推進: サプライチェーン全体での環境保全活動を促進するため、仕入先様の環境管理体制構築を支援します。
- ・社会への貢献: 環境保全活動を通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

本ガイドラインは、当社が開発、製造、販売するすべての製品と、それを構成する材料、部品、副資材、梱包資材等に適用されます。ただし、お客様より、材料、部品、表面処理を指定された場合を除きます。

### 3. 仕入先様の選定基準

#### (1) 基本理念

当社は、持続可能な社会の実現に貢献するため、以下の基本理念に基づき、仕入先様を選定します。

##### 環境保全：

地球環境の保全に積極的に取り組み、環境負荷の低減に努める企業を優先します。

##### 特定化学物質管理：

製品に含まれる特定化学物質の管理を徹底し、安全・安心な製品を提供できる企業を優先します。

##### 人権尊重：

人権を尊重し、差別やハラスメントのない労働環境を提供する企業を優先します。

##### 労働環境：

従業員の安全と健康に配慮し、適切な労働条件を提供する企業を優先します。

##### 倫理観：

高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底する企業を優先します。

##### サプライチェーン全体の責任：

サプライチェーン全体で環境保全、人権尊重、労働環境、倫理観の向上に努める企業を優先します。

#### (2) 選定基準

上記の基本理念に基づき、以下の項目を評価します。

##### (ア) 環境保全活動

- ・ 環境マネジメントシステム (ISO14001、エコアクション 21 等) の認証取得状況、または

#### 取得計画

- ・ 環境方針、環境目標、環境保全活動計画の策定・公表状況
- ・ 省エネルギー、廃棄物削減、リサイクル、水資源保護等の具体的な取り組み状況
- ・ 環境負荷低減に向けた技術開発、製品開発の状況
- ・ 気候変動問題への取り組み状況（温室効果ガス排出量削減目標、再生可能エネルギー利用状況等

#### (イ) 特定化学物質管理活動

- ・ 別紙「特定化学物質」に定める管理物質の含有状況の把握・管理体制
- ・ 含有禁止物質の不含有保証、全製造工程での使用状況、削減計画
- ・ 含有管理物質の含有量把握、当社指定書式による調査協力体制
- ・ 別紙「特定化学物質含有評価基準」に基づく管理値未満への低減協力体制
- ・ 別紙「適用除外項目一覧表」に適用される用途の明示

#### (ウ) 人権尊重

- ・ 人権方針の策定・公表状況
- ・ 従業員の人権に関する教育・研修の実施状況
- ・ 児童労働、強制労働、差別、ハラスメント等の防止に向けた取り組み状況
- ・ サプライチェーンにおける人権侵害リスクの把握・対応状況

#### (エ) 労働環境

- ・ 労働時間、賃金、休日等の労働条件の遵守状況
- ・ 労働安全衛生管理体制の構築状況
- ・ 従業員の健康管理、福利厚生制度の整備状況
- ・ ダイバーシティ & インクルージョン（多様性と包容性）の推進状況

#### (オ) 倫理観

- ・ 行動規範、倫理規定の策定・公表状況
- ・ 贈収賄、不正競争、利益相反行為等の防止に向けた取り組み状況
- ・ 法令遵守体制の構築状況
- ・ 内部通報制度の設置状況

#### (カ) サプライチェーン全体の責任

- ・ サプライチェーン全体で環境保全、人権尊重、労働環境、倫理観に関する取り組み状況
- ・ サプライヤーへの啓発活動、支援体制の構築状況

- ・ サプライチェーンにおけるリスク管理体制の構築状況

### (3) 選定プロセス

- ・ 書類審査：提出された資料に基づき、上記の選定基準を評価します。
- ・ 現地調査：必要に応じて、仕入先様の事業所を訪問し、状況を確認します。
- ・ 評価委員会：評価結果に基づき、総合的に判断し、選定します。

### (4) その他

- ・ 選定基準は、定期的に見直しを行います。
- ・ 選定された仕入先様には、定期的な状況報告を求めます。
- ・ 環境保全、特定化学物質管理、人権尊重、労働環境、倫理観等に関する問題が発覚した場合、取引の見直しを行うことがあります。

本ガイドラインは、法規制の変更等により必要に応じて改訂をいたします。

## 改訂履歴

[illegible]